

公文書の不存在による不開示決定通知書

こ女第97号

令和8年4月30日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年4月16日付けで請求のあった公文書の開示については、公文書を保有していないため、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことを決定したので、通知します。

<p>1 公文書の表示</p> <p>〔開示請求者が請求した内容〕</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 仲村覚氏に対する「嚴重注意」に関する一切の文書 令和6年3月28日付沖縄タイムス記事「差別のない社会づくり条例を周知する沖縄県のチラシの裏で…差別を正当化 県、無断印刷した仲村覚氏を嚴重注意」において、県女性力・平和推進課が仲村覚氏(一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム理事長)に対して行ったとされる「嚴重注意」の実態がわかる以下の書類。<ul style="list-style-type: none">・ 仲村氏に対して発出された通知書、命令書、勧告書、または「嚴重注意」の内容を記した公式な文書の写し。・ 当該「嚴重注意」を行うに至った決裁文書(起案書、供覧等)。・ 上記文書が存在しない場合、記事にある「嚴重注意」という法的処置が実在したのかを確認できる内部記録。2. 「無断印刷」と判断した法的・事務的根拠に関する文書 上記記事において、県が仲村氏の行為を「無断」とであると問題視し、制裁(嚴重注意)の根拠としたことに関する以下の書類。<ul style="list-style-type: none">・ 「沖縄県差別のない社会づくり条例」第5条(県民の責務: 県の施策への協力)に照らし、県が発行する啓発チラシを県民が複製・配布する行為に、あらかじめ知事の「許可」や「承認」を必要とする旨を定めた具体的な法的根拠(条例、規則、要綱、ガイドライン等)。・ どのような条件下であれば「県への協力(正当な活動)」とみなされ、どのような条件下であれば「無断印刷(不適切な活動)」とみなされるのか、その判定基準を検討・決定した内部記録。3. 沖縄タイムス配事内の「誤報」に対する訂正・抗議の記録 当該記事に記された「嚴重注意」の事実が行政上の正式な手続きとして存在しなかった場合、または「無
---------------------------------------	--

	<p>断印刷」という表現が条例第5条の趣旨(県民の協力)に照らして事実誤認であった場合に、行政がその誤報を正すために行った以下の対応記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が民間人に対し「嚴重注意」という不適切な用語を用いられたこと、あるいは「無断」という事実と異なるレッテルを貼られたことに対し、沖縄タイムス社に訂正、削除、謝罪、または説明を求めた記録一切。 ・ 「嚴重注意」の事実がないにもかかわらず、当該記事の是正を求めなかった場合、その「あえて放置する」という判断に至った検討過程がわかる記録(内部メモ、メール、協議記録等)。 ・ 県民の社会的評価を不当に貶める誤報を、行政が認識しながら是認・容認した理由が分かる文書。 <p>4. 取材に対する回答および情報提供の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該記事の執筆者(阿部岳記者等)からの取材に対し、県が提供した回答内容の全容がわかる記録。
2 開示請求に係る公文書を保有していない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求に係る公文書は作成されていないため。
3 事務担当課(室・所)	<p>沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課</p> <p>[電話番号(098)866-2500 内線]</p>
4 備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 104 号
令和8年5月1日

仲村 寛 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年4月17日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第7条第6号及び第7号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます (この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

1. 憲法第 31 条(適正手続の保障)との適合性に関する内部検討書類

以下の二つの期限が逆転し、対象者が認定根拠を確認できない状態にあることを認識した上で、なお当該運用を継続することが、憲法第 31 条および行政手続法の趣旨(告知・弁解の機会の実質的保障)に抵触しないと組織的に結論づけた際の法解釈検討メモ、協議記録、および決裁文書。

- ・ 公文書開示決定期限を令和 8 年 5 月 8 日(こ女第 38 号)および 5 月 14 日(こ女第 5]号)へ延長した際の判断記録。
- ・ 上記開示延期を認識しながら、意見書提出期限を令和 8 年 4 月 30 日(こ女第 42 号)と定めた、あるいはその不整合を是正しなかった際の事務処理上の検討記録。

2. 証拠不提示下での「意見陳述」を有効と見なした具体的根拠に関する文書

「認定の具体的根拠(証拠)」の開示が「意見提出期限(反論)」の後になるという異常な前後関係の下で、なお反論を求めることが、以下の法理に違反しないと判断した理由がわかる文書。

- ・ 行政処分「理由提示義務(行政手続法第 14 条)」の潜脱(形骸化)にあたらなかった法理的検討。
- ・ 証拠を見せずに弁明を強要することが、単なる「アリバイ作り(手続の形実化)」ではなく、実効的な防御の機会付与であると強弁する事務的意図。

3. 「物理的不可能な期限」の維持による心理的・事務的圧迫に関する検証記録

知事公印付の通知によって「情報の開示は 5 月だが、反論は 4 月」という物理的に履行不可能な期限を維持し続けていることが、対象者に対する「不当な心理的圧迫」や「防御権の妨害」にあたる懸念を、組織としていかに評価・却下したかがわかる全記録。

4. 5 月 30 日への再延期申請(4 月 14 日提出分)に対し、直ちに承認を行わない理由に関する文書

県側の情報開示遅延という「行政側の落ち度」を理由とする延期申請に対し、4 月 30 日の期限が迫っている中で、なお回答を保留(維持)し続けている事務的な判断基準がわかる文書。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 114号
令和8年5月7日

仲村 寛 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年4月20日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第7条第6号及び第7号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情)第93号

1. 請求する公文書の名称又は内容

本請求は、県民の正当な防御権の行使である「意見陳述書(弁明)」を作成するために不可欠な手続きである。本来、当該通知(令和8年3月13日付)の発出に際しては、差別的言動と判断した具体的根拠が同時に教示されるべきであるが、県側がその提示を拒んでいるため、やむを得ず当該通知の根拠を明らかにするために請求する以下の公文書一式。

- (1) 当該通知の発出に至るまで、審議会答申に依拠するのみならず、行政組織として適正な承認プロセスを経て最終決裁に至ったことを示す「起案用紙(決裁文書)」および「電子決裁履歴(ログ)」。
- (2) 「県外(埼玉県)在住者による配信」であることを踏まえた上で、なお沖縄県 条例が適用可能であると判断した法的根拠、およびその判断を下した役職者がわかる決裁文書”内部メモ”一式。
- (3) 本条例が掲げる「差別の解消」という目的に照らし、対象となった言動に対しプロバイダ等への削除要請等の措置を講じる必要がない(あるいは講じない)と判断した際の検討記録、およびその判断を下した役職者がわかる決裁文書。
- (4) 当該通知の事実認識および法的判断の根拠となった、対象動画の配信元(チャンネル運営者)の居住地、撮影場所、および配信場所を特定した調査記録。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 116 号
令和 8 年 5 月 7 日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和 8 年 4 月 20 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第 10 条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第 7 条第 2 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第 7 条第 6 号及び第 7 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます (この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情)第95号

1. 請求する公文書の名称又は内容

本請求は、県民の正当な防御権の行使である「意見陳述書(弁明)」を作成するために不可欠な手続きである。本来、当該通知(令和8年3月13日付)の発出に際しては、差別的言動と判断した具体的根拠が同時に教示されるべきであるが、県側がその提示を拒んでいるため、やむを得ず当該通知の根拠を明らかにするために以下の公文書一式を請求する。

- (1) 沖縄県行政手続条例第28条第1項第3号(弁明の通知に際し「処分の原因となる事実」を同時に示す義務)に照らし、今回の言動を通知の対象と決定した根拠(具体的理由および事実)を秘匿したまま弁明を求める運用が、同条項に抵触しないと判断した際の検討プロセス、法的解釈を記した文書、内部メモ、および指示書一式。
- (2) 今回の言動を通知の対象と決定した根拠(認定した事実および論理的帰結)について、「公開が決定するまでは対象者に教えられない」とする運用の直接的な法的根拠が記された文書、または事務マニュアル等の該当箇所。
- (3) 「公開決定前に、通知の対象と決定した根拠を教えることで行政運営に支障が出る」と判断した際、具体的にどのような支障(公益上の損害等)を想定したのかを検討・定義した内部資料。
- (4) 弁明の通知に際し、対象者に「処分の原因となる事実(通知の対象と決定した具体的根拠)」を教示したことを証明する書類

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第117号
令和8年5月7日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年4月20日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求 した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第7条第6号及び第7号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決

定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総 (情) 第 96 号

1. 請求する公文書の名称又は内容

本請求は、県民の正当な防御権の行使である「意見陳述書(弁明)」を作成するために不可欠な手続きである。本来、当該通知(令和8年3月13日付)の発出に際しては、差別的言動と判断した具体的根拠が同時に教示されるべきであるが、県側がその提示を拒んでいるため、やむを得ず当該通知の根拠を明らかにするために以下の公文書一式を請求する。

- (1)審議会が行った「通知対象の認定」を、沖縄県としての「公式な判断」として採用し、通知を発出することを最終決定した際の職務権限(専決、代決、または知事決裁)が確認できる事務定程または事務決裁規程上の根拠文書。
- (2)担当者が「認定の根拠は審議会で行われたのでわからない」と説明している点に鑑み、審議会の答申内容を県が受領してから通知を発出するまでの間に、事務方が認定根拠の内容を精査・把握したことがわかる一切の公文書(検討報告書、供覧メモ、内部会議録等)。
- (3)審議会による認定根拠が事務部局へ共有・継承されないまま、あるいは「わからない」状態で通知を発出することを許可した運用の法的根拠、およびその運用を承認した役職者がわかる指示書またはマニュアル。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第118号
令和8年5月7日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年4月21日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第7条第6号及び第7号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情) 第136号

1. 請求する公文書の名称又は内容

本請求は、県民の正当な防御権の行使である「意見陳述書(弁明)」を作成するため 不可欠な手続きである。本来、沖縄県行政手続条例第28条第1項第2号および第3号(不利益処分の原因となる事実および根拠法令の教示義務)に基づき、当該通知(令和8年3月13日付)の発出に際しては、差別的言動と判断した具体的根拠および 事実関係が同時に教示されるべきであるが、県側がその提示を拒んでいるため、やむを得ず当該通知の根拠を明らかにするために以下の公文書一式を請求する。

令和8年3月13日付「こ女第899号(意見陳述通知)」に係る手続きにおいて、沖縄県差別のない社会づくり条例第12条(表現の自由等への配慮)に基づき、実施機関が日本国憲法が保障する自由と権利を不当に侵害していないと判断した法理的・事務的根拠を明らかにし、行政手続の公正性を担保することを目的とする。

【請求する文書の特定事項】

1. 条例第12条(表現の自由等への配慮)との適合性に関する内部検討書類

本件表現活動(YouTube 動画)が憲法第21条(表現の自由)および第23条(学問の自由・歴史認識の表明)の範疇にあることを踏まえ、なお実名公表の手続きを開始することが「不当な侵害」に当たらないと組織的に判断した際の法解釈検討メモ、協議記録、および決裁文書。

2. 比例の原則(侵害の最小限性)に関する検討記録

実名公表という社会的制裁力の強い措置を選択するにあたり、条例第12条の配慮義務に照らして、より侵害の少ない手段(内容の修正勧告、非公開での指導等)の検討状況、あるいはそれらを行わずに公表手続きを強行することの必要不可欠性を立証するために作成された内部資料一式。

3. 専門的・客観的知見の参照記録

本件言論の制限が憲法に抵触しないことを担保するために参照した、過去の判例、憲法学者の見解、または審査部会等において「表現の自由」の観点から行われた具体的な議論の内容がわかる記録(議事録の該当箇所、配布資料等)。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 119 号
令和 8 年 5 月 7 日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和 8 年 4 月 23 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第 10 条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第 7 条第 2 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第 7 条第 6 号及び第 7 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます (この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情)第141号

【請求する文書の特定事項】

1. 「公文書開示決定期限(令和8年5月21日:こ女第73号)」に対し、「意見提出期限(同年5月31日:こ女第75号)」を設定したことが、沖縄県行政手続条例第28条が求める「弁明のための相当な期間」を確保していると組織的に結論づけた際の法理的検討書類。
2. 証拠(公文書)の精査から反論(弁明書)の作成までをわずか10日間で行うことが、対象者の防御権を侵害しないと判断した際の事務的な基準、および法制部門との協議記録一切。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 120 号
令和8年5月7日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年4月23日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第7条第6号及び第7号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情)第142号

【請求する文書の特定事項】

1. 仲村覚が令和8年3月26日以降に提出した累次の公文書開示請求に対し、実施機関(女性力・ダイバーシティ推進課)が「開示範囲(部分開示の可否)」および「決定期限の延長」を検討・協議した際の内部文書、メール、および決裁書類一切。
2. 開示決定期限の延長理由として「公文書の特定等に時間を要するため」と記載することを組織的に決定した際の事務的な検討メモ、およびその延長判断の正当性を法制部門等へ照会した記録。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 138 号
令和8年5月8日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年4月27日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求 した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第7条第6号及び第7号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情) 第150号

【請求する文書の特定事項】

1. 「賊喊捉賊」という具体的表現に関する検討記録一切
今回の認定対象となった動画発言のうち、成語「賊喊捉賊」が含まれる箇所を特定し、その語意、歴史的背景、および前後の文脈を、事務局または審査部会がどのように分析・定義したかがわかる書類(検討メモ、辞書・事典等の参照記録、外部専門家への照会記録等)。
2. 「文脈の総合的検討」のプロセスがわかる内部資料
「賊喊捉賊」という表現を、単なる「差別的フレーズ」として抽出したのか、あるいは「成語の解説」という文脈を考慮した上でなお「差別」に該当すると判断したのか、その論理的帰結および判断基準が記された審査部会の議事録、配布資料、および事務方の起案文書。
3. 事務処理要領に定める「背景・文脈の確認」義務の履行確認書類
事務処理要領第2条第2項に基づき、当該発言の「趣旨」を認定する過程において、発言者の意図(成語の紹介・解説)をどのように反映させたか、または排斥したかがわかる一切の記録。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 144 号
令和 8 年 5 月 8 日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和 8 年 3 月 26 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求 した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第 10 条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第 7 条第 2 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第 7 条第 6 号及び第 7 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます (この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情) 第975号

【請求する文書の特定事項】

1. 不当な差別的言動審査部会（または審議会）の議事録および配布資料（対象：仲村覚氏の発言が「不当な差別的言動」に該当すると判断された回のもの一切。個人の特定を避けるための黒塗りは最小限とすること。）
2. 当該審査部会における「不当な差別的言動」の該当性判断基準に関する内部資料（特に、事務処理要領に定める「県の区域内に居住又は滞在する者に対して行われていると明らかに認められるもの」という限定条件をどう検討したかを示す書類。）
3. 本件通知（令和8年3月13日付、女性力・ダイバーシティ推進課発出）に至るまでの起案書（決裁文書）および付随する報告書・メモ一切（那覇地裁の判決内容をどのように考慮し、本手続きを開始したかの経緯が含まれるもの。）
4. 本件に関する苦情・申出の受付記録および、それに対する県の処理経過がわかる書類（阿部岳氏または第三者からの申出内容と、それに対する受理判断の記録。）
5. 本件発言により被害を受けたと県が認定した「本邦外出身者等」の属性および居住・滞在地を確認したことがわかる内部検討書類（氏名等の個人情報を除く、場所的要件の確認記録。）

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 145 号
令和 8 年 5 月 8 日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和 8 年 3 月 31 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第 10 条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第 7 条第 2 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第 7 条第 6 号及び第 7 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます (この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情)第984号

1. 仲村覚による県外 YouTube 発信を事務処理要領が定める「県の区域内に居住又は滞在する者に対して行われている」と認定した具体的な技術的・地理的根拠、および検討記録。
2. ネット上の不特定多数向け発信に対し、沖縄県内という地理的限定要件を立証するために参照した客観的データ(視聴地域分析等)の記録。
3. 仲村覚への通知を、公的な送達手段(書留郵便等)ではなく「電子メール」で送信することを決定した際の起案文書および事務連絡記録。
4. 仲村覚のメールアドレスを、いつ、どのような経緯で入手したかがわかる内部記録一切。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 146 号
令和 8 年 5 月 8 日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和 8 年 4 月 7 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求 した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第 7 条第 2 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第 7 条第 6 号及び第 7 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます (この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情)第17号

1. 本件対象動画のアカウント所有者(チャンネル運営者/配信主体)に対し、本条例に基づく通知、指導、または削除要請等の行政指導を行った事実を確認できる書類一切。
2. YouTube等のプラットフォーム運営において「配信主体」が管理責任を負うという一般的基準に反し、管理権限のない出演者のみを措置の対象とした合理的理由、およびその判断基準が記された内部検討記録。
3. チャンネル運営者を不問としたまま出演者のみを公表対象とすることが、条例の目的である「拡散防止」においていかに有効であるかを分析した書類。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 147 号
令和8年5月8日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年4月8日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第7条第6号及び第7号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決

- 定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙) 開示請求者が請求した内容

総総(情)第30号

1. 本件表現活動(YouTube 動画)に関する苦情・通報等の記録一切

動画公開(2023年12月22日)以降、本通知に至るまでの間に、県(こども未来部等)に対して寄せられた苦情、相談、申出の内容がわかる以下の書類。

(※個人の特定情報は黒塗り可。ただし、条例の適用条件である「県内居住又は滞在」の有無、および申立人の属性を判断した根拠部分は開示すること。)

- ・ 申出書(第1号様式)、メール、電話受付票、および付随資料一切。
- ・ 申立人の居住地(県内・県外・国外の別)および属性(本邦外出身者該当性)を県が確認した際の記録。
- ・ 通報・相談の「受付日時」および「総件数」が確認できる統計または一覧表。

2. 「管轄権」および「責任主体」に関する法理的検討書類

動画管理権限(アカウント保有権)が県外在住者にある本事案において、出演者に過ぎない仲村覚に対し、なぜ沖縄県が管轄権を行使できると判断したかを示す一切の書類。

- ・ 出演者の物理的所在のみをもって「県の区域内における表現活動」と見なした法理的解釈・検討メモ。
- ・ 削除権限を持つアカウント保有者(テキサス親父日本事務局)を差し置いて、出演者のみを対象とした理由、および運営者に対する働きかけの検討記録。

3. 「除外事由(歴史認識・政治的議論)」の該当性に関する検討記録

県の事務処理要領が定める「歴史認識、特定の思想、政治的立場に基づく表明」は対象外とする規定に対し、本件発言がなぜそれらに該当しないと判断したかを示すプロセスの一切。

- ・ 審議会、審査会、または事務局内部における逐条的な認定根拠資料(どの文言が、なぜ条例のどの要件に該当すると判断したかの解説案)。

4. 被害者の特定および「地域社会の平穏への影響」に関する事実認定資料

本件発言により、具体的に「誰が」「どのような権利侵害」を受け、それによって「沖縄県内の地域社会の平穏」がいかに阻害されたかを県が事実認定した際の一切の記録。

- ・ 具体的な被害の申告内容と、それに対する県の評価・調査報告書。

5. YouTube 運営側に対する規約違反報告等の実績および結果に関する書類

県が、当該動画に対しYouTube(Google社)へコミュニティガイドライン違反として通報・削除要請等を行った事実の有無、およびその結果を確認できる書類。

- ・ 報告の日時、内容、およびYouTube側からの回答(不適切なコンテンツに該当しない旨の通知等)の記録。
- ・ 通報を行っていない場合は、その理由(解決の意思の有無)に関する検討記録。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 236 号
令和 8 年 6 月 4 日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和 8 年 5 月 21 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	「女性力・ダイバーシティ推進課」が主導した本件不利益処分検討手続きについて、その方針決定、公文書開示請求への対応方針(特に存否応答拒否の適用)、および実名公表の是非に関する判断を、総務部、法務部門、または知事公室と協議・起案・報告した際のメールログ、決裁文書、会議メモ一切。 特に、仲村覚氏への実名公表が「行政手続条例」および「行政手続法」に基づき適正であると判断した法務課等の見解が記載された検討記録。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第 10 条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第 7 条第 2 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第 7 条第 6 号及び第 7 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 237 号

令和8年6月4日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年5月21日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	本件手続き(※)における、仲村覚氏の言動に対する「差別的言動」認定の基準書、および当該言動がヘイトスピーチ解消法または条例が定める「地域社会から排除することを扇動する」に該当すると判断した際の客観的根拠資料。 特に、対象者の発言の「文脈を検討した際の分析資料、および、同様の言論が他者によって行われた場合の不利益処分の有無・比較事例に関する分析記録。 ※請求書記載の【請求の目的】の記載より令和8年3月13日付通知(こ女第899号)に係る手続きと特定した。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。 また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第7条第6号及び第7号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号(098)866-2500 内線〕
4 備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 240 号
令和8年6月4日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年5月21日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	令和8年3月27日から同年4月10日までの間において、当課(女性力・ダイバーシティ推進課)の職員が、沖縄タイムス等の報道機関に対して、仲村覚氏に関する情報提供、レクチャー、あるいは取材対応を行った際の対応記録、電話メモ、送信した電子メール、および取材対応の可否を決定した際の内部決裁文書一切。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。